

指導医および認定施設の新規認定および更新に関する施行細則

第1条（審議会）

審議会は、指導医および認定施設の新規認定および更新に関する下記の業務を行う。

- (1) 指導医資格認定
 - (2) 認定施設資格認定
 - (3) 名誉指導医資格認定
 - (4) 研修実績に関する点数配分等の検討
2. 委員長および副委員長は、理事長より指名された理事が担当する。
 3. 審議会委員は、委員長が地区および専門を考慮して評議員の中から指名した委員により構成される。
 4. 委員長は、理事の中から顧問を必要に応じておくことができる。
 5. 指導医または施設の認定に際して疑義が生じた場合には、理事長は、下記の地区委員会を設立し、その詳細を調査する。
 - (1) 北海道
 - (2) 東北：青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島
 - (3) 関東：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川
 - (4) 甲信越：新潟、長野、山梨
 - (5) 東海：静岡、愛知、岐阜、三重
 - (6) 北陸：富山、石川、福井
 - (7) 近畿：滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫
 - (8) 中国：鳥取、島根、岡山、広島、山口
 - (9) 四国：香川、徳島、愛媛、高知
 - (10) 九州：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第2条（指導医資格の新規認定および更新）

指導医資格は、5年毎に更新しなければならない。

2. 指導医資格の新規認定および更新には、下記3要件をすべて満たすことを必要とする。
 - A. 過去5年間の研修実績が下記に示す点数の50点以上。
 - B. 本会学術集会出席2回以上
 - C. 本会学術集会での1回以上の胆道に関する学会発表（演者または共同演者）または胆道、JHBPSあるいは関連雑誌での1回以上の胆道に関する論文発表（著者または共同著者）
3. 研修実績の点数
 - (1) 本会学術集会出席（10点）。

- (2) 本会学術集会発表(10点) 演者、共同演者も同様に扱う。
 - (3) 論文発表(胆道、JHBPS)(20点) 著者、共同著者も同様に扱う。
 - (4) 関連学会総会(日本消化器病学会、日本消化器内視鏡学会、日本消化器外科学会、日本外科学会、日本内科学会、日本肝胆膵外科学会、日本超音波医学会、日本内視鏡外科学会、日本医学放射線学会、日本小児外科学会、日本小児科学会、日本病理学会)への参加(1点)。JDDWは日本消化器病学会、日本消化器内視鏡学会、日本消化器外科学会参加とみなし3点とする。
 - (5) 関連学会の総会・大会で胆道に関する発表(1点)演者、共同演者も同様に扱う。
 - (6) 関連雑誌(上記学会誌以外でも可)への胆道に関する論文発表(2点)著者、共同著者も同様に扱う。
 - (7) In pressの論文発表は、DOIがついた段階で申請可能とする(点数は上記に準ずる)。
 - (8) 本会主催の研究会(シングルトピックカンファランスなど)の参加(5点)
 - (9) 本会主導のアンケート調査への参加(5点)。
4. 新規認定に要する診療実績は、指導医カテゴリーごとに別に定める。
 5. 本会主導の共同研究の参加実績は、指導医更新および認定施設更新に反映できるものとする。
 6. 指導医更新の申請にあたっては、以下の書類 (正本、および副本(コピー) 2部) を審議会に提出する。
 - (1) 指導医資格更新申請書
 - (2) 更新時に常勤または非常勤として勤務している指導施設長の推薦書
 - (3) 本条第2項の業績目録
 - (4) 学会が認定する以下の専門医のいずれかの資格の証明書(写): 消化器病専門医、消化器内視鏡専門医、消化器外科専門医、放射線診断専門医、放射線治療専門医、小児外科専門医、小児科専門医、病理専門医

第3条 (認定施設の更新)

認定施設の更新申請を行う診療施設は、次の申請書類 (正本、および副本(コピー) 2部) を審議会に提出する。

- (1) 認定施設更新申請書
- (2) 施設内容説明書
- (3) 指導医が常勤である勤務証明書

第4条 (指導医・名誉指導医および認定施設の新規認定および更新費用と指導医証の交付)

指導医・名誉指導医および認定施設の新規認定および更新費用と指導医証の交付は以下の通りとする。

- (1) 新規認定および更新の申請料は、10,000 円。
- (2) 新規認定および更新後の登録料は、10,000 円。
- (3) 施設の新規認定および更新費用は、無料。
- (4) 名誉指導医の登録料は、30,000 円。(申請料は、無料。)
- (5) 指導医新規・更新申請者は、指定口座へ申請料 10,000 円を納入し、納付証明書を申請書に貼付し提出する。
- (6) 理事会承認後、案内を事務局より郵送した後、期日までに指定口座へ登録料 10,000 円(名誉指導医は、30,000 円。)を納入する。
- (7) 指導医証の交付は、入金を確認された後とする。

指導医の新規認定における過去5年の診療実績に関する規程

1. 日本胆道学会認定指導医(内視鏡診断治療)
胆道疾患に対する ERCP、胆道 EUS の内視鏡診断治療件数が 250 例以上。但し、術者 20 例の症例一覧表を併せて提出。但し、膵疾患に対する膵管ドレナージ、ERP、EUS-FNA は除く。
2. 日本胆道学会認定指導医(経皮経肝的診断治療)
胆道疾患に対する PTBD、PTGBD、PTGBA の経皮経肝的診断治療件数が 25 例以上。但し、術者または指導的助手、併せて 20 例の症例一覧表を併せて提出。
3. 日本胆道学会認定指導医(癌薬物治療)
胆道癌症例に対する薬物治療症例数が 25 例以上。但し、20 例の症例一覧表を併せて提出。
4. 日本胆道学会認定指導医(胆石・良性疾患外科治療)
良性胆道疾患症例に対する外科治療症例数が 50 例以上。但し、術者または指導的助手、併せて 20 例の症例一覧表を併せて提出。
5. 日本胆道学会認定指導医(癌外科治療)
胆道癌症例に対する外科治療症例数が 20 例以上。但し、術者または指導的助手、併せて 20 例の症例一覧表を併せて提出。但し、試験開腹術、胃腸吻合は除く。
6. 日本胆道学会認定指導医(放射線診断)
放射線診断専門医の資格を有する者
7. 日本胆道学会認定指導医(癌放射線治療)
放射線治療専門医の資格を有する者

8. 日本胆道学会認定指導医(病理診断)

病理専門医の資格を有する者

- ・ 経験した過去5年の全症例を申告すること。(1)申請者が主に施行したもの、(2)指導的立場で診療に携わったもの、(3)それ以外で参加したものに分けて申告すること。申請者の指導医認定は、審議会に一任するものとする。また、モニターを目的に審議会の委員が申請者の施設を訪問する場合もある。
- ・ 後日、審議会が委託する地区委員会による現地調査を行うことがあるので調査に協力すること。虚偽または重大な過誤が判明した場合は、審議会の議を経て認定を取り消し、一定期間再申請を受け付けない。
- ・ 指導医は、氏名、所属する認定指導施設、認定カテゴリーをホームページにて公開する。名誉指導医のホームページ上での公開は、行わない。
- ・ 指導医申請に際しては、複数のカテゴリーを申請できるものとし、学会ホームページへの公開もこれに従う。ただし、指導医証にはカテゴリーを付記しないものとする。
- ・ カテゴリーを追加申請する場合には、申請書類と申請料を新たに提出し、追加審査を受けることができる。この場合認定期間は、最初の認定期間に順ずるが、認定料は無料である。
- ・ 海外留学、出産・育児または長期病気療養のため休会措置を受け、指導医更新のための単位が満たない場合の猶予期間は、2年を限度とする。この場合、指導医認定の有効期限が満了する日に猶予期間を加えた年数を認定期間とするが、猶予期間中は、指導医を呼称できないものとする。
- ・ 提出された申請書および資料は返却しない。

(平成 25 年 9 月 19 日 一部改訂)

(平成 26 年 9 月 26 日 一部改訂)

(平成 27 年 9 月 17 日 一部改訂)

(平成 28 年 9 月 29 日 一部改訂)

(平成 29 年 9 月 28 日 一部改訂)

(平成 30 年 9 月 27 日 一部改訂)

(令和 元年 10 月 3 日 一部改訂)

(令和 2 年 10 月 2 日 一部改訂)